

週刊WEB

企業 経営

MAGA
ZINE

Vol.798 2022.11.15

ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2022年11月4日号

円安の背後にある 日本経済の根深い問題

経済・金融フラッシュ 2022年11月7日号

米雇用統計(22年10月)

～雇用者数の伸びは鈍化も市場予想を上回り、
堅調な増加が持続

経営TOPICS

統計調査資料

景気動向指数 (令和4年9月分速報)

経営情報レポート

2022年中小企業白書からわかる 中小企業の経営実態とコロナ禍における取組み

経営データベース

ジャンル:税務戦略 > サブジャンル:決算対策

棚卸資産の評価損について 売掛債権の回収不能とされる税務上の基準

円安の背後にある日本経済の根深い問題

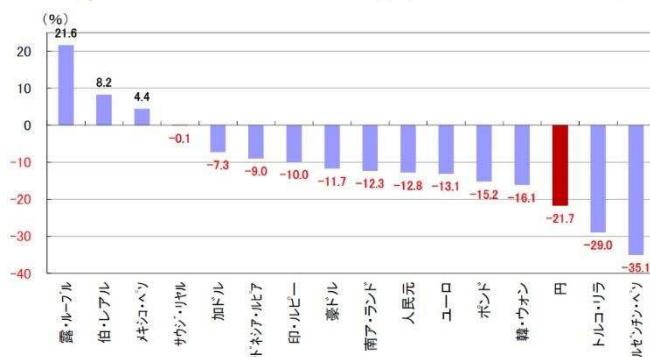
1 今年急速な円安が進んだ背景には、米利上げに伴うドル高の存在があるが、円は相対的に大きく下落しており、円安の側面も強い。そして、円安の背後には日本経済の根深い問題の存在がある。

まず、中長期で見た場合、国内企業による対外直接投資の拡大が拡大する一方で、海外企業による対内直接投資は低迷が続き、ネットでの円売り要因になっており、日本経済への成長期待の低さがその一因になっていると考えられる。

現に、日本企業の国内設備投資意欲は低迷が続いている。

また、日本企業による海外投資拡大によって生産能力が海外へシフトしたこと、円安にもかかわらず輸出が伸び悩み、貿易赤字の増幅を通じて実需の円売りが拡大した面もある。

主要為替レートの対ドル騰落率（G20・年初来）



(資料) Bloomberg
(注) 直近11月2日と昨年末の終値を比較

2 円安の最大の材料に位置付けられる日米金利差の拡大にも日本経済の問題が関わっている。

日銀は従来、賃金上昇を伴う形での物価上昇を目指してきた。賃金の上昇を伴わなければ、持続的な物価上昇が実現できないためだ。

しかし、過去長期にわたって日本の賃金は上がってこなかった。日本経済に対する企業の成長期待の低迷が付加価値や人件費の伸び悩みという形で経済の重荷となってきたためだ。

この結果、日銀は金融緩和を継続せざるを得なくなり、日米金利差の拡大が増幅されて円安が促進された面がある。

3 今後については、次第にドル高圧力が後退する形で円高に転じると予想している。

ただし、既述の構造的な円安要因が改善されない場合、いつか到来する次の米金融引き締め局面においても今回同様、大幅な円安進行が起きる懸念がある。

それを避けるためには、企業の成長期待を高めて国内投資を活性化し、生産性を高めて企業が稼げる国にしたうえで、企業が稼ぎを十分分配することで賃金が上がる国についていく必要がある。

一朝一夕にはいかないが、実現に向けた政治の舵取りの重要性が高まっている。

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」よりご確認ください。

米雇用統計(22年10月) ～雇用者数の伸びは鈍化も市場予想を上回り、 堅調な増加が持続

1 結果の概要：雇用者数は市場予想を上回った一方、失業率は市場予想を上回る上昇幅

11月4日、米国労働統計局（BLS）は10月の雇用統計を発表した。非農業部門雇用者数は、前月対比で+26.1万人の増加（注）（前月改定値：+31.5万人）と+26.3万人から上方修正された前月を下回った一方、市場予想の+19.3万人（Bloomberg集計の中央値、以下同様）は大幅に上回った。

（注）季節調整済の数値。以下、特に断りがない限り、季節調整済の数値を記載している。

2 結果の評価：雇用者数の伸びは鈍化も、依然として労働需給の逼迫は継続

10月の非農業部門雇用者数（前月比）を受けて過去3ヵ月の月間平均増加ペースは28.9万人増となり、22年前半の平均である44.4万人増から明確に鈍化した。もっとも、新型コロナ流行前（19年3月～20年2月）の平均である19.8万人増を大幅に上回る堅調な雇用増加が続いている。

3 事業所調査の詳細：

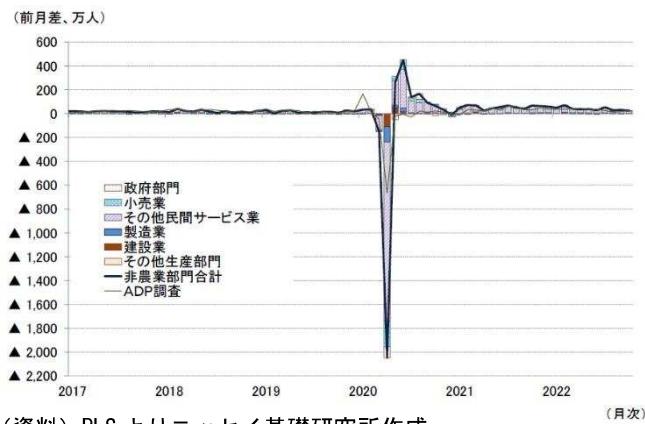
広範な業種で雇用が増加

事業所調査のうち、民間サービス部門は前月比+20.0万人（前月：+27.1万人）と前月から雇用の伸びは鈍化した。

民間サービス部門の中では、娯楽・宿泊業が前月比+3.5万人（前月：+10.7万人）と前月から雇用の伸びが鈍化したほ

か、医療・社会扶助サービスが+7.1万人（前月：+8.1万人）、専門・ビジネスサービスが+3.9万人（前月：+5.2万人）と堅調な伸びを維持したものの、前月から小幅に伸びが鈍化した。一方、運輸・倉庫が+0.8万人（前月：▲1.1万人）、小売業が+0.7万人（前月：▲0.8万人）と小幅ながら前月から増加に転じた。

非農業部門雇用者数の増減（業種別）



（資料）BLSよりニッセイ基礎研究所作成

4 家計調査の詳細：労働参加率は2ヵ月連続で低下、労働供給の回復に遅れ

家計調査のうち、10月の労働力人口は前月対比で▲2.2万人（前月：▲5.7万人）と2ヵ月連続の減少となった。

内訳を見ると、就業者数が▲32.8万人（前月：+20.4万人）と大幅な減少に転じたほか、失業者数が+30.6万人（前月：▲26.1万人）と増加に転じたものの、増加幅が就業者数の減少幅を下回った。

経済・金融フラッシュの全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

景気動向指数 (令和4年9月分速報)

内閣府経済社会総合研究所 2022年11月8日公表

結果の概要

1 9月のC I (速報値・平成27(2015)年=100)は、先行指数：97.4、一致指数：101.1、逓行指数：98.9となった^(注)。

先行指数は、前月と比較して3.9ポイント下降し、2か月ぶりの下降となった。
 3か月後方移動平均は0.97ポイント下降し、2か月ぶりの下降となった。
 7か月後方移動平均は0.40ポイント下降し、2か月ぶりの下降となった。
 一致指数は、前月と比較して0.7ポイント下降し、4か月ぶりの下降となった。
 3か月後方移動平均は0.63ポイント上昇し、4か月連続の上昇となった。
 7か月後方移動平均は0.68ポイント上昇し、11か月連続の上昇となった。
 道行指数は、前月と比較して横ばいとなった。3か月後方移動平均は0.43ポイント上昇し、10か月連続の上昇となった。
 7か月後方移動平均は0.54ポイント上昇し、8か月連続の上昇となった。

^(注) 公表日の3営業日前(令和4(2022)年11月2日(水))までに公表された値を用いて算出した。

2 一致指数の基調判断

景気動向指数(C I一致指数)は、改善を示している。

3 景気動向指数(一致指数)個別系列の推移

	単位	2022/6	7	8	9	
C I 一致指数 (前月差)	2015年 =100 (ポイント)	99.2 (3.3)	100.1 (0.9)	101.8 (1.7)	101.1 (▲0.7)	
(3か月後方移動平均(前月差))	(ポイント)	(0.73)	(1.00)	(1.97)	(0.63)	
(7か月後方移動平均(前月差))	(ポイント)	(0.39)	(0.44)	(0.78)	(0.68)	[寄与度]
C1 生産指数(鉱工業)	2015年 =100	96.1	96.9	100.2	98.6	[▲0.26]
C2 鉱工業用生産財出荷指数	2015年 =100	94.6	94.5	95.1	94.0	[▲0.19]
C3 耐久消費財出荷指数	2015年 =100	77.4	83.4	83.6	83.2	[▲0.04]
C4 労働投入量指数 (調査産業計)	2020年 =100	104.9	101.7	103.3	-	[▲0.01]
C5 投資財出荷指数 (除輸送機械)	2015年 =100	104.1	108.3	112.1	108.0	[▲0.44]
C6 商業販売額(小売業) (前年同月比)	%	1.5	2.4	4.1	4.5	[0.04]
C7 商業販売額(卸売業) (前年同月比)	%	8.8	5.8	9.8	8.0	[▲0.15]
C8 営業利益(全産業)	億円	169,935	-	-	-	[0.01]
C9 有効求人倍率(除学卒)	倍	1.27	1.29	1.32	1.34	[0.31]
C10 輸出数量指数	2015年 =100	102.1	102.4	99.1	99.3	[0.02]

※寄与度は、一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度を示す。

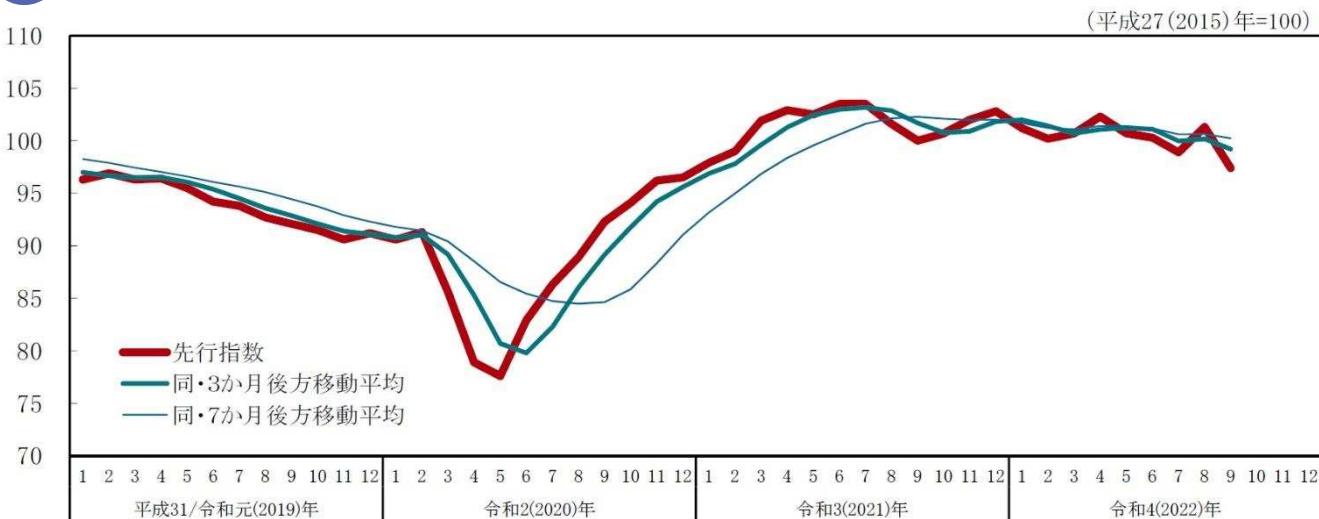
当該系列の寄与度がプラスは 、当該系列の寄与度がマイナスは

「C4 労働投入量指数(調査産業計)」「C8 営業利益(全産業)」は現時点では算出に含まれていないため、トレンド成分を通じた寄与のみとなる。なお、各個別系列のウェイトは均等である。

資料

1 C I 先行指数の動向

1 先行指数の推移



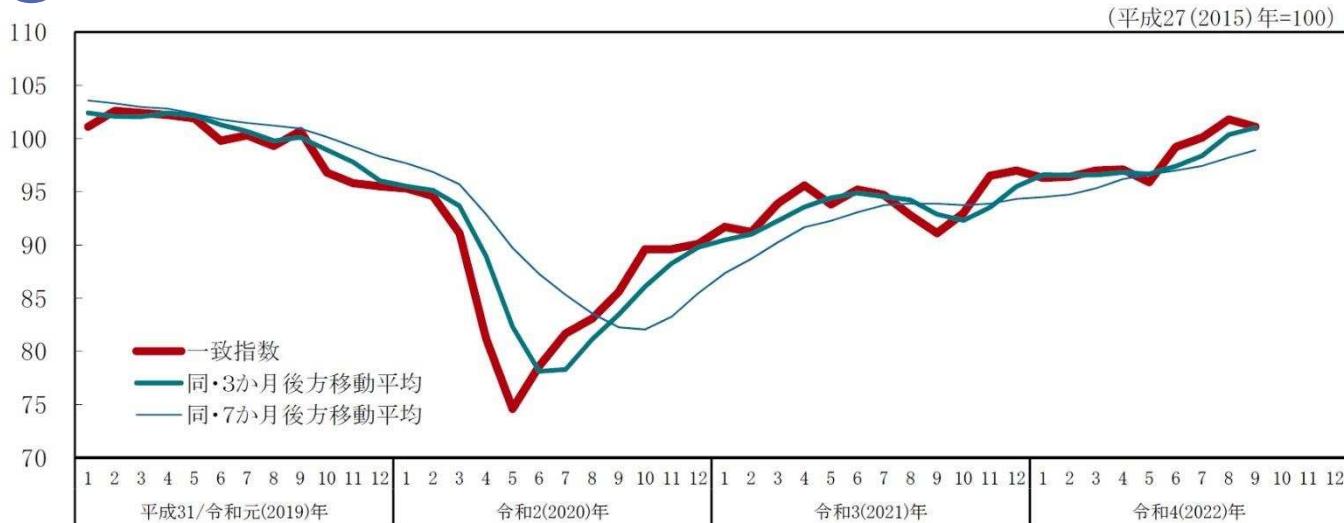
2 先行指数採用系列の寄与度

		令和4(2022)年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
C I 先行指数	前月差(ポイント)	102.3 1.6	100.7 -1.6	100.3 -0.4	98.9 -1.4	101.3 2.4	97.4 -3.9
L1 最終需要財在庫率指数	前月差	-9.6	6.0	-5.7	7.2	-6.8	9.9
	寄与度(逆サイクル)	0.76	-0.55	0.56	-0.69	0.73	-1.03
L2 鉱工業用生産財在庫率指数	前月差	2.3	2.3	0.9	0.0	-0.8	5.5
	寄与度(逆サイクル)	-0.28	-0.28	-0.07	0.06	0.18	-0.87
L3 新規求人人数(除学卒)	前月比伸び率(%)	2.5	0.5	-1.7	3.1	-3.3	-0.3
	寄与度	0.25	0.03	-0.23	0.35	-0.45	-0.07
L4 実質機械受注(製造業)	前月比伸び率(%)	9.9	-9.9	4.8	-6.0	9.8	
	寄与度	0.28	-0.34	0.14	-0.22	0.31	
L5 新設住宅着工床面積	前月比伸び率(%)	-2.4	-4.9	0.1	-1.0	6.8	-4.6
	寄与度	-0.13	-0.29	0.03	-0.05	0.45	-0.33
L6 消費者態度指数	前月差	0.2	1.1	-2.0	-1.9	2.3	-1.7
	寄与度	0.10	0.41	-0.61	-0.67	0.91	-0.66
L7 日経商品指数(42種総合)	前月比伸び率(%)	2.5	0.1	1.1	-1.0	0.3	-0.7
	寄与度	0.34	-0.09	0.09	-0.32	-0.05	-0.27
L8 マネーストック(M2)(前年同月比)	前月差	-0.1	-0.3	0.2	0.1	0.0	-0.1
	寄与度	-0.06	-0.22	0.17	0.10	0.02	-0.07
L9 東証株価指数	前月比伸び率(%)	0.9	-1.2	0.9	0.7	2.9	-2.1
	寄与度	0.03	-0.08	0.04	0.03	0.16	-0.16
L10 投資環境指数(製造業)	前月差	-0.14	-0.13	-0.11			
	寄与度	-0.15	-0.14	-0.12			
L11 中小企業売上げ見通しDI	前月差	8.7	-1.3	-5.9	-1.2	2.3	-6.6
	寄与度	0.51	-0.08	-0.34	-0.07	0.15	-0.45
一致指数トレンド成分	寄与度	-0.02	-0.04	-0.00	0.02	0.02	0.02
3か月後方移動平均	前月差(ポイント)	101.1 0.37	101.2 0.16	101.1 -0.13	100.0 -1.13	100.2 0.20	99.2 -0.97
7か月後方移動平均	前月差(ポイント)	101.4 0.32	101.4 0.00	101.2 -0.24	100.6 -0.56	100.6 0.02	100.2 -0.40

(注) 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1 最終需要財在庫率指数」及び「L2 鉱工業用生産財在庫率指数」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月差がプラスになれば、C I 先行指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因となる。

2 C I 一致指数の動向

1 一致指数の推移



2 一致指数採用系列の寄与度

		令和4(2022)年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
C I 一致指数	前月差(ポイント)	97.1	95.9	99.2	100.1	101.8	101.1
	前月差(ポイント)	0.1	-1.2	3.3	0.9	1.7	-0.7
C1 生産指数(鉱工業)	前月比伸び率(%)	-1.5	-7.5	9.2	0.8	3.4	-1.6
	寄与度	-0.17	-0.35	0.61	0.11	0.47	-0.26
C2 鉱工業用生産財出荷指数	前月比伸び率(%)	-1.4	-6.5	6.1	-0.1	0.6	-1.2
	寄与度	-0.18	-0.36	0.62	-0.02	0.09	-0.19
C3 耐久消費財出荷指数	前月比伸び率(%)	-0.6	-15.0	15.5	7.8	0.2	-0.5
	寄与度	-0.04	-0.50	0.74	0.52	0.02	-0.04
C4 労働投入量指数(調査産業計)	前月比伸び率(%)	1.1	-2.3	2.8	-3.1	1.6	
	寄与度	0.12	-0.26	0.32	-0.36	0.21	-0.01
C5 投資財出荷指数(除輸送機械)	前月比伸び率(%)	2.3	-3.6	6.8	4.0	3.5	-3.7
	寄与度	0.21	-0.33	0.59	0.41	0.36	-0.44
C6 商業販売額(小売業)(前年同月比)	前月差	2.4	0.6	-2.2	0.9	1.7	0.4
	寄与度	0.21	0.05	-0.10	0.09	0.17	0.04
C7 商業販売額(卸売業)(前年同月比)	前月差	-0.5	3.9	-1.8	-3.0	4.0	-1.8
	寄与度	-0.03	0.25	-0.08	-0.22	0.30	-0.15
C8 営業利益(全産業)	前月比伸び率(%)	0.9	0.9	0.9			
	寄与度	0.08	0.08	0.08	0.02	0.01	0.01
C9 有効求人倍率(除学卒)	前月差	0.01	0.01	0.03	0.02	0.03	0.02
	寄与度	0.13	0.13	0.36	0.28	0.41	0.31
C10 輸出数量指数	前月比伸び率(%)	-3.0	1.7	1.5	0.3	-3.2	0.2
	寄与度	-0.26	0.14	0.12	0.03	-0.28	0.02
3か月後方移動平均	前月差(ポイント)	96.8	96.7	97.4	98.4	100.4	101.0
	前月差(ポイント)	0.26	-0.16	0.73	1.00	1.97	0.63
7か月後方移動平均	前月差(ポイント)	96.2	96.6	97.0	97.4	98.2	98.9
	前月差(ポイント)	0.86	0.41	0.39	0.44	0.78	0.68

(注) C I はトレンド（長期的趨勢）と、トレンド周りの変化を合成し作成されるが、トレンドの計算に当たっては、現時点未発表の系列（前月比伸び率（%）又は前月差が未記入である系列）についても、過去のデータから算出（60か月から欠落月数を引いた後方移動平均）した長期的傾向（トレンド成分）を使用している。そのため、現時点で未発表の系列にもトレンドによる寄与度を表示している。

景気動向指数（令和4年9月分速報）の全文は、
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



2022年中小企業白書からわかる 中小企業の 経営実態とコロナ禍 における取組み

1. 中小企業の業況
2. コロナ禍における事業再構築
3. 企業の成長を促す経営力強化のポイント
4. 事業見直しによる経営改善の事例



■参考文献

【中小企業庁】：2022年版 中小企業白書

1

企業経営情報レポート

中小企業の業況

現在の日本の中小企業は、2年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という）の流行や原油・原材料の高騰、部材調達の困難、人手不足といった環境下にあり、引き続き厳しい状況にあります。

こうした中でも、中小企業を取り巻く需給構造の変化やデジタル・グリーン化の進展等を踏まえ、生き残るためにの施策や次の成長に向けた事業再構築への取組みがみられました。

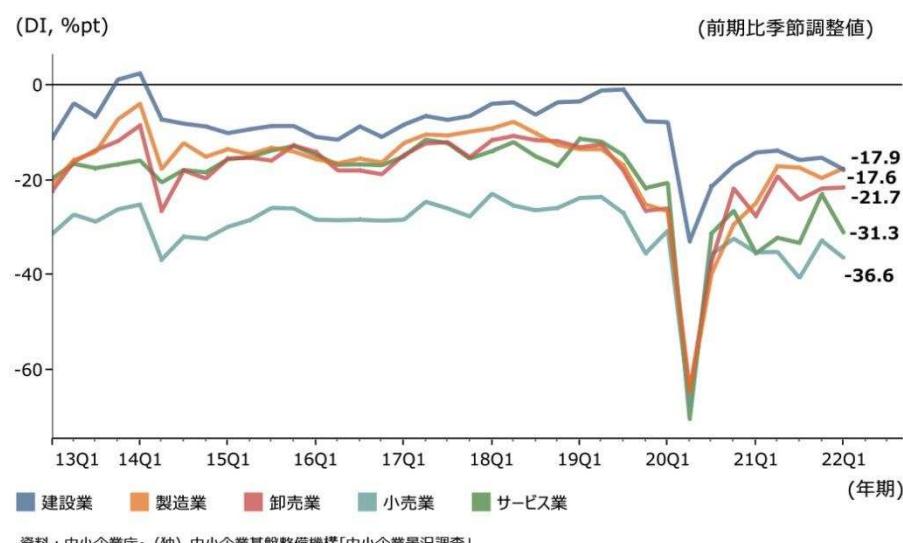
2022年度の中小企業白書には、「中小企業における足元の感染症への対応」や「企業の成長を促す経営力と組織」「小規模事業者における事業見直し・地域課題の解決」「共通基盤としての取引適正化とデジタル化、経営力再構築伴走支援」についてまとめられています。

本レポートは、2022年版中小企業白書をもとに、中小企業および小規模事業者において取組むべき施策について解説します。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響

中小企業の業況判断DIは、2020年4月から6月期にリーマンショック時を下回る水準まで急激に悪化しました。2021年からは持ち直しの動きも見られますが、コロナの影響を受ける前の2019年の水準には届かず、2022年においても業況判断DIはマイナス20値水準で推移しており、依然として厳しい状況にあります。

■ 業況判断DIの推移



出典：2022年版 中小企業白書

（1）中小企業の業績への影響は依然として大きい

2022年2月時点においても、コロナは引き続き多くの中小企業に影響を与えており、73.8%の中小企業は「影響が継続している」と回答しています。業種別の消費支出の推移を見ると、緊急事態宣言時、まん延防止措置が発令されている期間については、消費が抑えられていることが如実に表れていますが、解除後には回復の傾向が見えることから、消費志向の高まりがあることが推測され、今後は段階的に回復へと向かうことも想定されます。

2

企業経営情報レポート

コロナ禍における事業再構築

■ 小規模事業者は依然として厳しい経営状況

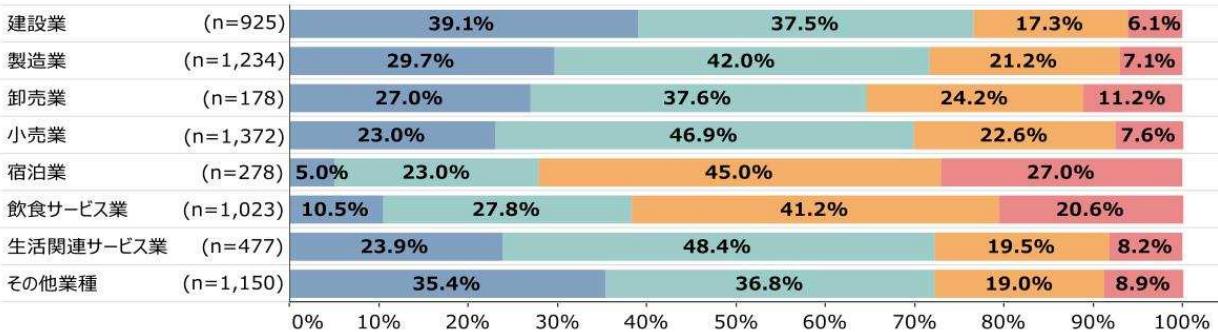
2021年の売上高は、多くの小規模事業者がコロナ前の水準に戻っておらず、依然厳しい経営環境に直面しています。業種別にみると、宿泊業と飲食サービス業は2019年の売上高の75%にも満たない企業が半数以上となっており、より厳しさが伺えます。

■ 2021年の売上高（2019年比）



出典：2022年度版 中小企業白書

■ 業種別に見た2021年売上高（2019年比）



■ 100以上 ■ 75以上100未満 ■ 50以上75未満 ■ 50未満

資料：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）「小規模事業者の地域での連携や課題解決への取組に関する調査」（2021年12月）

(注) 1.ここでいう売上高とは、2019年を「100」とした場合の水準を聞いたもの。

2.調査時点が2021年11～12月であるため、実績値ではなく、見通しとなっている点に留意が必要。

出典：2022年版 中小企業白書

■ 事業再構築における動き

（1）一部業種で進んできた事業再構築の取組み

事業再構築は各業種で実施されていますが、特に感染症の影響が大きい宿泊業・飲食サービス業で「すでにしている」が21.8%、「1年内に行う予定」が19.5%となっています。実際に飲食サービス業では、テイクアウトやキッチンカーなどの取組みが多く見られています。

（2）事業見直しの具体的な取組み内容

事業見直しの具体的な取組みの実施状況を見ると、既存の市場に既存の商品・サービスを提供する市場浸透において、情報発信の強化に取組む企業が40.8%、商品・サービスの向上に取組む企業が38.9%となっています。売り方を工夫することで、商品の価値に気づかせ利用頻度を高めたり、客単価をアップさせる取組みが行われています。

3

企業経営情報レポート

企業の成長を促す経営力強化のポイント

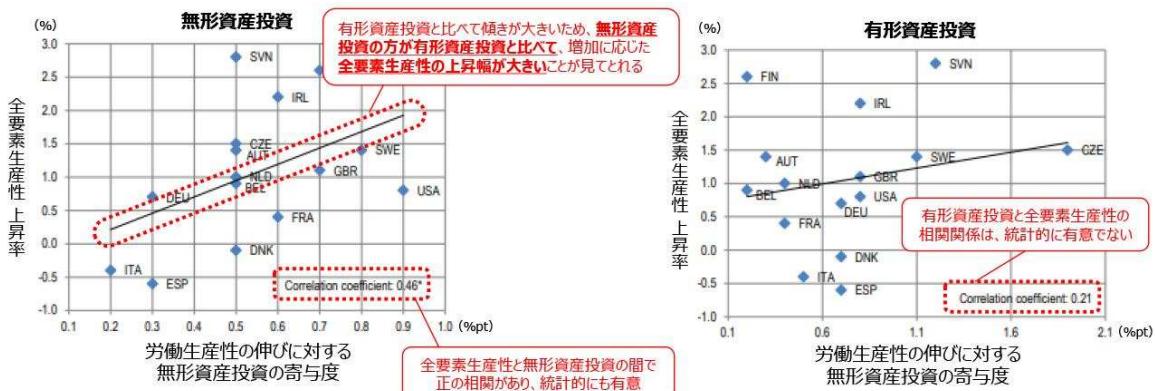
■企業の成長を促す施策

(1) 企業の成長に欠かせない無形資産への投資

企業の成長を促す方法として、労働力の確保や有形資産投資の増加も挙げられますが、研究開発・IT資本等への投資をはじめとする無形資産投資の増加も企業の成長を促す方法の一つです。

無形資産投資は、イノベーションをよりもたらす等の経済的特性から近年注目を集めしており、下表で見られるように、無形資産投資の増加が有形資産投資と比べて生産性をより向上させるという分析結果が確認できます。

■有形・無形資産投資と全要素生産性の関係性



資料：OECD報告書「New Sources of Growth: Knowledge-Based Capital」

(注) グラフは、複数のOECD諸国について、労働生産性の上昇率に対する無形資産投資と有形資産投資の寄与度を算出した上で、それぞれの寄与度と全要素生産性の上昇率との相関を取ったもの。

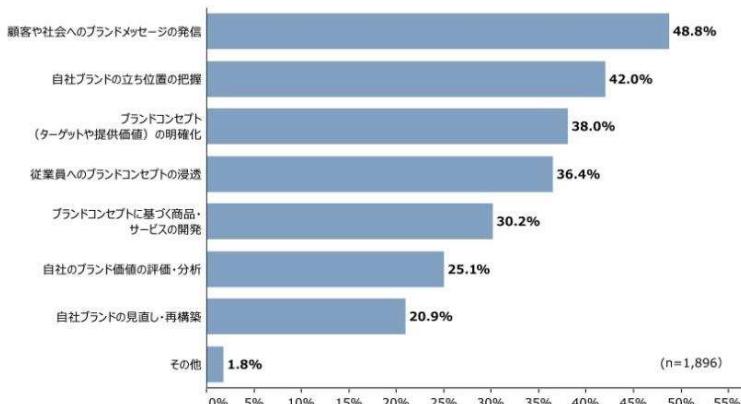
出典：2022年版 中小企業白書

(2) ブランド構築・維持への取組みは重要視されている

無形資産投資の一つであるブランド構築は、オリジナルの付加価値を有し、適正価格をつけられる価格決定力を持っていると考えられています。ブランドの構築・維持に取組んでおり、取引価格へ寄与していると答える企業は、そのうちで 55.9%に及びます。

ブランド構築・維持のための取組みとしては、「顧客や社会へのメッセージの発信」が 48.8%と最上位になっています。また、「自社ブランドの立ち位置の把握」や「ブランドコンセプトの明確化」の取組みも実施されていることがわかります。

■ブランドの構築・維持のための取組みの実施状況



出典：2022年版 中小企業白書

4

企業経営情報レポート

事業見直しによる経営改善の事例

■ 旅館からサテライトオフィス事業へと事業再構築した事例

(1) 企業概要

「株式会社和多屋別荘」 佐賀県嬉野の温泉旅館を運営

【従業員】 101名

【資本金】 1,000万円

同社は、創業 71 年の歴史を誇る旅館である一方で、多額の借金や施設の老朽化が課題となっていました。そんななか、自然豊かな敷地や高級な食器などを活用して立て直しを図る中でコロナ禍に陥り、新しい取組みとしてサテライトオフィスに着手しました。

(2) 事業再構築の取組み

利益率の低い「一泊二食」という従来型のビジネスモデルから脱却するため、自社の2万坪に及ぶ広大な敷地という経営資源を活用し、サテライトオフィス事業を開始しました。

開始時には4社の入居企業が決定し、その後には入居企業と協力して、共同でワーケーションの取組みも行っています。さらには、「泊まる→通う旅館」をコンセプトに、有名パーティースリーショップなどのテナントを誘致し、地元客の需要の取組みを進めています。

今後は、「働く、体を休める、買い物をする、食べる」のすべてが行える施設として整備していくことを構想しています。

(3) 事業再構築の効果

事業再構築の取組みにより、安定した賃料を確保することができ、同社の収益を下支えすることができます。また、同社の知名度も向上し、既存事業とのシナジー効果として、旅館業務の集客にも大きく貢献できています。（出典：2022年版 中小企業白書）

■ 旅館の外観



■ サテライトオフィス



レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル：税務戦略 > サブジャンル：決算対策

棚卸資産の評価損について

棚卸資産の評価損について判断基準と間接コストはどのようなものになりますか。

法人税法第33条に規定がりますとおり、「内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合は、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」とあります。ただし、以下の事実の場合につきましては、損金算入が認められております。なお、棚卸資産の時価が単に物価変動、過剰生産、建値の変更等の事情によって低下しただけでは、評価損の損金算入が可能となる以下の事実には該当しません(法人税基本通達9-1-6)。

判断基準	<p>1. 当該資産が災害により著しく損傷したこと</p> <p>2. 当該資産が著しく陳腐化したこと。具体的には以下の場合となります (法人税基本通達9-1-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の価格では販売することができないことが、既往の実績その他の事情に照らして明らかであること (2) 当該商品と用途の面では概ね同様のものであるが、型式・性能・品質等が著しく異なる新製品が発売されたことにより、当該商品につき、今後、通常の方法により販売することができないようになったこと。 <p>3. 内国法人について会社更生法もしくは金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による厚生手続の開始決定又は商法の規定による整理開始の命令があったことにより当該資産につき評価換えをする必要が生じたこと。</p> <p>4. 上記に準ずる特別の事実。具体的には以下の場合となります (法人税基本通達9-1-5)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 破損・型崩れ、たなざらし、品質変化等のより通常の方法によって販売することができないようになったこと。 (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことにより、棚卸資産につき評価換えをする必要が生じたこと。
	<p>法人税法施行令第32条に規定されております。(棚卸資産の取得原価) 棚卸資産には、そのものの原価の他、その取得に要した関節費用が含まれ合理的に見積もられた価額によりその単価を見積もり、計上しなければなりません。32条には次のように規定されております。</p> <p>1. 購入した棚卸資産</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該資産の購入の代価（引き取り運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他当該資産購入 のために要した費用がある場合には、その額を合算した金額） ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用 <p>2. 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに順ずる行為に係る棚卸資産</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該資産の製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額 ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用 <p>3. 前二号に規定する方法以外の方法により取得をした棚卸資産</p> <ul style="list-style-type: none"> イ その取得の時における当該資産の取得のために通常要した費用 ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額

ジャンル：税務戦略 > サブジャンル：決算対策

売掛債権の回収不能とされる税務上の基準

売掛債権の回収不能とされる税務上の基準は何でしょうか。

1. 法律上の貸倒

文字通り法的手続きにより、「債権の全部又は一部が切り捨てられた場合」をいいます。

＜損金算入時期＞ 事実が発生したとき

- ①会社更生法若しくは金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更生計画の認可の決定
- ②民事再生法の規定による再生計画の認可の決定

③商法の規定による特別清算に係る協定の認可若しくは整理計画の決定

④破産法の規定による強制和議の認可の決定

⑤私的整理による関係者の協議決定で、次に掲げるもの

- ・債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているとき
- ・行政機関又は金融機関その他の第三者の斡旋による当事者間の協議により締結された契約でその内容が上記に準ずるとき

⑥債務者の債務超過の状態が相当期間（通常3年ないし5年）継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないとき

2. 事実上の貸倒

債権の全額が債務者の資産状況、支払能力等からみて経済的に無価値となり回収不能となった場合をいいます。

＜損金算入時期＞ 明らかになった事業年度で損金経理をしたとき

3. 形式上の貸倒

売掛債権で、債務者との取引を停止して1年以上経過した場合の処理をいいます。

ただし、固定資産の譲渡による未収金や貸付金又は未収利息等は含まれません。

＜損金算入時期＞ 損金経理したとき

- ①債務者との取引を停止したとき（最後の弁済期又は最後の弁済のときがその停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時）以後1年以上経過したとき（その売掛債権について担保物のある場合は除きます）

- ②法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき